



ゆたか福祉会キャラクター  
ゆたかめくとみらいちゃん

# 障害者の ゆたかな未来をめざして



「夢見るお雛様」 ゆたか希望の家 住田 恵利さん ※紹介が11ページにあります。

## CONTENTS

- ▶ ベトナム・フエの人達との連携  
～進んだフエ科学大学との提携活動～ ..... P2～3
- ▶ 2011. 3.11 東日本大震災から10年に思う ..... P4～6

2021年3月10日 毎月1回10日発行 一部100円 (法人会員・賛助会員は会費の中に購読料を含みます)

発行 / 社会福祉法人ゆたか福祉会 〒457-0852 名古屋市南区泉楽通四丁目5番地3  
TEL 052-698-7356 FAX 052-698-7358 <http://www.yutakahonbu.com/>



愛知県ファミリー・  
フレンドリー・マーク

ゆたか福祉会

検索

# ベトナム・フエの人達との連携 進んだフエ科学大学との提携活動

昨年1月に開催した「国際セミナー」が力となり（広報誌2020年2月号で紹介）、ゆたか福祉会を含む3つの社会福祉法人とフエ科学大学、フエの非営利組織「エンジョイブル・イングリッシュ」との人材交流の活動が始まりました。この間の取り組みについて紹介します。

## フエ科学大学が 専門コースを開設

昨年10月からベトナム・フエ科学大学で、「日本語と日本の福祉介護を学ぶ」専門コースが開設されました。このコースはフエ科学大学の4年生と卒業生（聴講という形で履修）を対象としたものです。1年間のカリキュラムで、日本の技能実習制度に必要な日本語教育（日本語N4資格をめざす）と、日本の福祉介護の必須科目を学ぶ

という内容です。このコース終了後、日本で働くことを希望する学生は、ゆたか福祉会を含む愛知の3つの社会福祉法人で技能実習生として受入れるという形です。

今回は、初年度ということので7名の受講生ですが、フエ科学大学としては20名定員の専門コースとして確立することをめざしています。



## 協定書を締結して

この専門コースを開始するにあたり、フエ科学大学と3法人との間で協定書が結ばれました。内容は以下の4点です。

・フエ科学大学は「日本語と日本の福祉介護を学ぶ」専門コースを、愛知の3法人の協力を得ながら大学の教育課程として新たに設置する

・3法人は専門コースのカリキュラムの充実の為に、介護技術講習の講師派遣や介護教育の為に機器の提供などを含めた支援を行う

・フエ科学大学は、3法人が行うベトナムでの海外視察研修の受入れに協力する

・専門コース終了後、日本での就労を希望する学生に対し、大学は送出し支援を行い、3法人は日本での受入れを行う



受講しているフエ科学大学のみなさん



介護機器 HUSC 到着

## 今後の 人材交流について

昨年は新型コロナウイルスの影響で実現できませんでした。3法人共同でフ工科大学との提携も含む若手職員の海外視察研修を計画しています。将来は、フ工での障害者の働く場づくりにも協力することを見込んでいます。

ベトナムの障害者福祉は、まだ公的な制度が乏しく、日本の50〜60年前の姿です。このような状況の中でも活動しているベトナムの福祉関係者との交流は、大きな刺激になると考えています。またこの海外研修は、現地のコーディネートエンジニアブル・イングリッシュにお預かりし、そこに集う若い学生や聴覚障害の人たちとの交流も計画しています。

ベトナム・フ工での取り組みは、まだ始まったばかりです。「日本における介護人材不足の解決」という意味だけでなく、お互いの国や人と知り合い、交流することを大切にしたいと思っています。そして、「日本で福祉を学んだ学生がベトナムに帰り、障害のある人の作業所づくりを始める」そんなことが数年後には実現できればと願っています。



## Topics

### 名古屋市から感謝状をいただきました！

先日、リサイクルみなみ作業所、リサイクル港作業所、トライズの3施設が、名古屋市環境局様より、「新型コロナウイルス感染症の流行に際し、適切な感染症対策に取り組み、市民活動に欠かせない廃棄物処理業務を滞りなく実施し、社会機能の維持に多大な貢献をした」という事で感謝状を頂きました。

この事業は、1983年に開所したリサイクルみなみ作業所での空きビン・空き缶の選別作業に始まり、1990年にスタートした資源回収事業（現トライズ）、1994年のリサイクル港作業所の開所と30数年に渡り、取り組まれてきました。このような長い歴史においても、今回の新型コロナウイルス感染症と向き合う日々は、嘗て経験したことのないものでした。

緊急事態宣言が出されるたびに、自宅で自粛される方が多くなった影響が資源ゴミが増え、現場作業の負担も増える事がありました。それでも皆でこの状況をしっかりと理解し、協力し合いながら乗り越えてきました。トライズの各現場でも、このコロナ禍で施設内での対策が厳しくなり、休憩等の過ごし方もかなり不自由になりました。それでも一人ひとりが不便さを受け入れ、日常生活でも健康管理・感染対策に気を付けています。そうした努力の積み重ねが今回の感謝状につながったと思いますし、仲間たちからも「賞状がもらえるなんてすごいー」「これからも頑張ろう」と喜びの声が聞かれました。

今回の感謝状はリサイクル事業に限らず、私たちが日々頑張っている様々な仕事「確実に誰かの役に立っている」という手応えを改めて感じ、今後の励みとなる良い機会となりました。

トライズ 西原正



# 2011.3.11 東日本大震災から10年に思う

2月13日深夜に、最大震度6強をもたらした福島県沖地震は、多くの人に10年前に発生した東日本大震災の記憶を蘇らせました。そしてこの地震が“10年前の余震である”という事実は、私たちに「忘れてはならない」という警鐘を鳴らしたのではないかと感じました。

ゆたか福祉会では東日本大震災発生直後から、現地への派遣をはじめ、様々な活動を行ってきました。それぞれ関わった皆さんの10年前を振り返っての思いや、向井理事からはコープあいちの取り組みを寄稿頂きましたので紹介します。

## 関係団体の中で広がった支援

理事長 鈴木 清覺

10年前の3月11日午後、私は旧ゆたか作業所3階)で仕事をしていました。何度か感じた大きな揺れは、気分が悪くなるほどの大きなものであり、それが東日本大震災であった。

ゆたか福祉会では、本部理事を中心に対策本部を立ち上げ、全体への支援募金を訴えた。また職員の皆さんには、現地の支援活動への派遣要請を行った。第1陣は道路事情が悪く、新潟まわりとなり、現地からの要請で、不足していたガソリンを途中で購入して赴き大変喜ばれた。その後、ゆたか福祉会からは8ヶ月にわたり、延べ54名の職員が1週間のサイクルで支援に駆けつけることとなった。

当時私は、ゆたか福祉会での役割と「全国社会就労センター協議会(セルブ協)」の副会長、WIのアジア代表と世界組織の理事を兼務していた関係もあり、それぞれの団体への連絡や対応が求められた。

セルブ協では、対策本部を栃木の会員施設に設置し、必要な物資の供給など全国規模のとりくみが展開された。当時は断

続的な地震があり、事務局のあった東京での会議は避け、役員会は数ヶ月、大阪のホテルを会場に開催された。全国的に「震災における障害者支援の拠点をどう設置するか」が大きな問題となった。幸い、セルブ協東北ブロック常任評議員を務めていた宮城の共生福祉会の市川さんの施設が提供され、JDを中心として「障害者支援センター」が設置された。きょうされんを通してゆたか福祉会から派遣した職員も、ここで支援活動を行い、大きな役割を果たすことができた。

WIでは、5月22日～25日にアメリカ、フロリダ州・オーランドで世界会議・総会が開催された。総会での特別報告とあわせて、最終日には世界最大の障害者就労支援事業を展開するアメリカグッドウィルの役員会から東日本大震災の報告を要請された。こうした報告と訴えが世界とアジアのメンバーに広がり、台湾のエデン基金などをはじめ1千万円を超える募金が寄せられた。この募金は震災支援の活動に大いに役立てられた。

## きょうされん愛知支部の取り組み

事務局長 今治 信一郎

2011年3月11日(金)14時46分、東北地方を襲った東日本大震災は、国内観測史上最大の地震となり、東北地方を中心に大きな被害を出しました。私たちがきょうされん愛知支部もJDF(日本障害フォーラム)の被災障害者支援の呼びかけに応じて、宮城・福島・岩手を中心に支援員を派遣してきました。

あれから10年が過ぎました。きょうされん愛知支部では毎年、「あの日をわすれない」を合言葉に、被災地研修を行ってきました。実際に現地に足を運び、復興の様子を自分の目で確かめ、現地の仲間や職員から当時のお話を伺うことは、大きな意義のあることだと思えます。「また来てよ」「また戻ってきますね」そうした言葉のやり取りが10年という月日の中で、繋がりとなり、研修を超えた個人的な繋がりとなって交流している職員もいます。

研修には施設職員だけでなく、家族や関係者と幅広い層の参加があります。そして、その学びをそれぞれの事業所や地域に持ち帰り、自分たちの防災意識の向上に役立てています。2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の為、やむ得なく中止しましたが、被災地との繋がりは今もずっと続けられています。

3月19日の愛知支部運営委員会内では、「被災地の今」と題して被災地の現状を現地の方に語っていただく機会を作りました。語られる言葉の中から、私たち自身が何を感じ、どう受け止めるのか。被災地の風化問題が語られる中、改めて生の声、場に身を置く事の大事さを感じています。

「変わった事、変わらなかった事、変えてはいけない事」様々な変化の中で、被災地を見つめ直す事を通し、私たちが得られる視座は大きいのではないかと感じています。

## 現地派遣に参加して

「今なお続く問題。今できることを考え動いていこう」 ————— ゆたか作業所 吉田 博

“10年ひと昔”と言いますが、2011年から10年が経過。「忘れない」「忘れる訳がない」と思っていたのに、記憶や思いが抜けてしまっている自分がいます。今回、振り返る良い機会を与えていただきました。

私は1995年に発生した阪神淡路大震災の支援に、当時若手メンバーとして参加しました。その後、東日本大震災の支援に3回、そして2016年の熊本地震支援に1回と、計5回の支援に参加しています。今なお、支援に入った初日の神戸、気仙沼、熊本益城町での被害の悲惨さ、騒然とした埃臭さだけは記憶から離れません。実際支援と云ってもたかが

1週間。自分ができたのは現地のニーズを整理し、その具体化に向け、つないでいくことだけでした。

今言えるのは「どんな時も被害にあうのは、障害を持つ方を含め、社会的弱者の方が圧倒的に多い」と云う事。そしてそれが今なお、原発被害も含め続いていると云う事です。命の重さは一緒です。どんな方も見捨てられることのない地域や社会を創っていくために「今私たちができること」を考え、実行していくことが、このコロナ禍だからこそ大切で必要だと改めて感じています。

「“星に語りて”の上映運動で支援を」 —————

あかつき共同作業所 佐野 浩之

東日本大震災から月日が経ち、災害支援の時に経験したこと、考えていたこと少しずつ記憶から薄れていました。しかし、震災を題材にしたきょうざれん40周年記念映画「星に語りて」を観たことで当時の思いや葛藤が蘇ってきました。また、北名古屋市での地域上映運動を進めることになり、当時の思いが再び燃えてきました。

残念ながら、上映運動は試写会までは進んだものの、コロナの影響でブレーキがかかり、身動きがとれない状態です。また上映できるようになったら、1人でも多くの人に震災のことや、そこに障害者もいること等を考えるきっかけを作ることができたらと思います。それが今、私ができる支援の形かなと思います。



「スーツから着替えて支援活動に」 ————— つゆはし作業所 石田 和久

震災当日は、少し揺れを感じた程度でしたが、テレビでみる映像は同じ日本とは思いませんでした。支援期間の記憶といえば、出発当日は新年度新入職員研修後にスーツから着替えて出発し、辞令交付式は写真にて出席したことです。

一番の記憶は支援も中盤に入った頃に、震度6の地震を経験し、心身に緊張が走ったこと。また翌日に調査に伺った事業所職員の表情も、前回伺った時とは全く違っていただけです。

震災からの10年は様々な災害が起きました。今では地震情報の「津波の影響はありません」の文字が、地震が起きるたびに気になります。無いと「ホッ」とし、少しでも影響があ

りそうだと少し焦る自分がいます。それが震災前と震災から10年で変わったことです。



## 3.11 を忘れず、 新たな災害に備える

コープあいち  
愛知県被災者支援センターセンター長補佐  
向井 忍

東日本大震災と福島第一原発事故により、30万人を超える方が内陸部及び全国に避難しました。10年経過した今も全国932市町村に41781人が避難しており（復興庁2021年1月29日）、愛知県には岩手県27世帯・50人、宮城県62世帯・133人、福島県185世帯・515人、その他青森県・茨城県・栃木県・東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県・群馬県から56世帯・153人、あわせて330世帯・851人が避難しています（2020年12月24日現在）。

なんの準備もなく、突然に遠く離れた地に避難された方を支援するため、愛知県では震災後の6月13日に「愛知県被災者支援センター（支援センター）」が開設されました。支援センターは愛知県庁東大手庁舎の一室にあり、設置は県ですが運営はNPO（開設時は4団体、現在はNPOレスキューストックヤード）が受託し、愛知県社会福祉協議会と生活協同組合コープあいちが協力団体となっています。私は開設以来、コープあいちの立場で関わっており、現在センター長補佐を務めています。

支援センターの事業は、登録世帯への定期便による情報提供、交流会や健康相談会の開催、市町村や社協等と連携した支援・見守りなどです。その中で生協の特徴を生かした支援を紹介します。一つは生活物資のお届けとコミュニケー



ションです。2011年には布団や家電製品など、2012年から2015年は、毎年2月に飛島村から、10月に生協・経済連から寄付されたお米を登録約500世帯に連絡して届けました。県下40を超える市町村に家族・親戚宅・公営住宅・民間住宅などに避難している方の95%に連絡が取れ、お米をお渡ししつつ声を伺うことができました。「殆どの方に訪問して会える」実績が根拠になり、2014年から2015年の2年間、各世帯に保健師が訪問して日常生活や仕事・健康状態などを詳しく聴くことができました。こうして、避難された方一人ひとりに合わせた個別支援計画をつくるのが可能になりました。一方で、2011年7月に「パーソナルサポート支援チーム」を発足しました。法律や賠償、家族や子ども、外国人避難者、健康相談や甲状腺検診、介護や医療、仕事や住宅などの専門家の協力と参加を得て、どのような支援が必要か毎月二回（今年3月で230回）話し合っています。昨年からは日常生活は問題がなくても、「母子・父子、高齢・独居、障害、外国人世帯」など留意が必要と考えられる世帯に支援センターから声をかけて様子を伺う「積極的見守り」を行っています。現在「災害時・個別支援マネジメント」が広がっていますが、愛知の取り組みを、東海地域での横断的な官民・民間団体間の連携に生かす必要があると考えています。

私のおすすめ  
読んでみませんか



# 『社会学 わたしと世間』

中央公論新社 加藤秀俊著

ゆたか福祉会評議員 時岡新



本書は二〇一八年、著者が八十八才のとき刊行されました。最新にしてゆたかな思索のうえに立ち、なにより平易に真髓をあきらかにする珠玉の一冊です。社会学は社会福祉士の国試科目の一つですが、そこから離れて、社会学ほんらいのいとなみを知るためにぜひお読みください。社会学は正解も法則もない、一回きり唯一無二の「私たちの生活、暮らし」を考える学問です。じつさいの社会、いま、これを読んでいるみなさんが日々持つ「現場」について考えること、それが社会学です。

各章のタイトルは、現代の世間話、つながる縁、顔のない顔、ひとの居場所、地べたの学問、などとなっています。第一章「現代の世間話」から見ていきましょう。要約すれば、社会的現象はどれも一回きり、唯一無二のできごとである。それをどのように観察し、記述するかが課題であると書かれています。少し補って詳しく言ってみま

しょう。一回きり、唯一無二と書きましたが、社会学の特徴の一つは実験ができないことです。たとえば平均寿命。国によって地域によって平均寿命が違うことはよく知られていますね。つまり社会によって人の命に違いがあるのです。それでは、ために各国からきょう生まれたばかりの子どもたちを集めてきて、どのような社会ならば長寿が実現するか実験してみましよう。そんなことは、できない。ならばどうするか。いちばんの手がかりは「歴史」です。先人たちの歴史から知られることはたくさんあります。ほかの誰かの経験、その記憶や記録こそが社会学のデータです。つぎに第四章「顔のない顔」を紹介します。ここでは「組織」が研究の対象になり、とくに注目するのは「法人」です。ゆたか福祉会も「社会福祉法人」ですね。現代の人びとの多くは「法人」に属して、そのひと個人の「顔」というよりむしろ「法人」の一員としての「顔」で社会生活をいとなみます。名刺のいちばん上にある「なまえ

は自分の氏名ではなく法人名ですね。この法人というのは「仲間」でもあります。日本にはふるくから「仲間」をあらわす言葉がたくさんあります。座、講、組、連、などなど。自分たちの法人、仲間はどうような仕組みや性格を持ち、メンバーにどのような影響を与えているか。それを考えていくのも社会学的研究の課題です。

みなさんに特にお勧めするのは第七章「地べたの学問」です。社会学がもつとも力を注ぐのは「私たち自身について考える」ことです。すべての社会に当てはまる原理や法則はなく、主観的な生活実感こそが探究にあたります。たいせつなのは、それらの主観、実感をくらべてみることです。そうすれば、主観や実感はどれも大切に尊重されるべきだとわかります。頭のなかで作られた観念や理論ではなく、事実をこそ第一に考える、そう、それはまさにケースワークや対人支援そのものなのです。

## 高齢期の 障害者家族の生活問題と社会的支援

### 第3回

## 親にとっての暮らしの場の移行の課題

前回の記事では、ケアの移行の実際について、現状としては、多くは家族内部でのケアの担い手が少なくなるという家族のケア力の縮小に伴うものであると述べました。その結果、理想としては、親の元気なうちに移行すると考えられているけど、実際には親によるケアが限界に近づく中での移行という現実になっているというようにズレが生じています。今回は、親が直面している暮らしの場の移行の課題について、皆さんと一緒に考えたいことを取り上げたいと思います。

#### 家族と専門職による家族同居の 限界は異なる

調査結果から浮かび上がった課題の一つ目は、「あなたと障害のある子どもはいつまで同居が可能だと思いますか?」という質問に対する回答が家族と職員では異なるということでした。家族は「既に難しい」と回答しているも職員は「5年以上可能」という回答を寄せているケースがあり、反対に職員から見ると「1年から3年くらい」という短期間で限界が来ると判断されているケースでも家

族は「10年以上可能」と回答しているケースもありました。

現在、子どもと同居される方に「別居のきっかけ」を具体的に書いていただくと、「親が病気になるからだと本人も心配するので、年齢などをみて、タイミングをみてグループホームに入れてほしいです」と親が元気なうちの暮らしの場の移行を希望する意見も少数ありましたが、大半は、「親が病気になる」とき「両親どちらかが他界したとき」「介護するだけの体力がなくなったとき」「私自身が面倒をみれないとき」など、親自身のケアの限界に基づくものが大半で、中には「私(母親)が亡くなったとき」と命の限りケアし続けるという回答も複数ありました。前回も、移行先の整備は不十分ということを書きましたが、「私が本人のケアができなくなったときに良い環境の施設に入所できる機会があれば」という回答に願いが込められています。移行の希望や親の介護が限界となるタイミングと適切な社会資源がうまくマッチングできるかということに見通しが持てない状況が多くあるなかで、親自身の限界までは移行を考えないというように、ある意味、親の覚悟

ともとれる思いを抱いておられる方が複数いることについても考えていかなければなりません。

これらのことから専門職は、本人が家族による適切なケアが受けられない、あるいは家族のケア力が低下しているなどと外形的な条件で判断するのに対し、家族は、どのくらいしんどいか?という心理的側面で判断していることが考えられます。このしんどさについては、個人差が大きいのと家族にとっては、ケアを行う生活が当たり前になっているのでしんどさに気づけないこともあるのかもしれませんが。現場では、グループホームや入所施設への移行を進めても、家族から「まだ大丈夫です」と言われるケースもあると聞きます。「大丈夫」に込められた意味を考える必要があります。

#### 必要とされる入所施設

二つ目の課題は、家族が希望する移行先としては、入所施設というのも一定数を占めているということです。特に、家族同居の限界を短いスパンで感じている人(すでに難







佛教大学  
田中 智子



しい「場合で約3割、「あと1〜2年くらい」の場合で4割の人が移行先を入所施設に希望しています。

国は、「入所施設は真に必要なものに限定する」ということで入所施設の抑制政策を取っていますが、障害者の親が中心となって設立した「全国障害児者の暮らしを考える会」では、「重い障害のある人が、安心して暮らし続けられる場」として、「専門性を身に着けた職員集団による支援を可能にする制度の基盤がある」入所施設が必要という意見を表明しています。

特に家族によるケアの限界を感じつつある人たちから入所施設の要望があがっているとすることは、翻って考えると、限界に達しているにも関わらず入所施設に空きが見つからず、適切な移行先が無いなかで家族がケアし続ける以外選択肢がない状況であるとも理解できます。

以前、ゆたか福祉会の入所施設の担当者にヒヤリングさせていただいた際にも、入所施設には多くの待機者があり、親の不調という状況だけでは入所させることは出来ないと聞きました。長年、入所施設を運営してきたゆたか福祉会の実践を通して、入所施設の必要性を改めて社会に訴える必要性を感じています。

ちなみに、今回の調査結果では、家族が感じる同居の限界と、本人が希望する自立のタイミング（本人には、親と同居する限界では

なくいつ自立したいかという聞き方をしました）はほぼ一致しています。家族が既に同居は難しいと感じている人の子どもの3割は今すぐ家族と離れて自立したいと考えており、家族が「あと1〜2年くらい」と考えている人の子どもの約7割は「2〜3年以内」には自立したいと考えていました。

一方で、本人の意向として、「家族と離れて暮らしたくない」「自立の時期は「わからない」を合わせると7割を超える状況も確認され、本人自身に家族と離れた暮らしのイメージが無い場合も多いことが明らかになりました。

**家族外に移行するケアと難しいケア**

3つ目には、暮らしの場を移行しても、ケアによっては家族外に移行するのが難しいケアがあるということです。調査では、現在、暮らしの様々な局面のケアを誰が担っているのか、将来は誰に任せたいかということを探ねました。その結果、当然のことですが、家族同居の場合では、家族がケアを担っており、まさに本人の生活・人生のコーディネーターとしての役割を担っておられる様子がうかがえます。入所施設やグループホームに移行されているケースでも、年金管理、資産管理、医療同意、生活の場の選択などは「回答者自身」あるいは「回答者以外の家族」などという回答が多く、家族外に移行することが難しいケアであると

言えます。これらは、法的な行為、本人の意思決定に関わるものであり、成年後見人制度を利用した場合でも、制度的な問題で使えない（使いづらい）、または（本人の意思についての）正解が分からないという状況なのかもしれません。これについては厚生労働省から「意思決定支援ガイドライン」が示されていますが、家族が安心して託せると感じるような支援のあり方、それを支える制度的基盤についての整備が求められるところです。

以上のことから、暮らしの場の移行の課題を親の立場で考えると、親自身がいつまで子どもと一緒に暮らせるか、あるいは暮らしたいかという思いが専門職を含む他者とは共有されていない場合があること、すなわち親が自分の悩みを誰にも共有してもらえないという孤立感を抱きながらギリギリの暮らしを送っていることが危惧されます。また、実際に子どもと同居するの限界を感じても、入所施設を含む適切な移行先が見つからないこと、さらには、移行できたとしても親が担っていた役割を安心して託せる状況にないと言えます。

なかなか出口の見えないケアの移行の問題ですが、まずは関係者が現状を共有することから始めることが必要だと思われれます。



# 障害者の「親なき後」問題と成年後見制度

## 第3回

### 成年後見制度の概要(その2)

#### ◆申立手続きと費用など

成年後見開始申立の手続は図のような流れで行われます。

申立ができるのは「本人、配偶者、4親等内の親族、市区町村長、検察官など」です。

法定後見制度では、申立書を作成して、申立人がそれを家庭裁判所に申立することからスタートします。この申立書の作成などをもやいではサポートします。

また、書類作成等申立手続きを弁護士や司法書士などの専門家にお願いくこともできます。

#### ◆後見人等の候補者

誰が後見人等に選任されるのかは、とても気になる問題です。

あらかじめ、もやいや親族の方を後見人等候補者に指名して申立することはできますが、最終的には家庭裁判所が選任の決定をします。

#### ◆後見報酬について

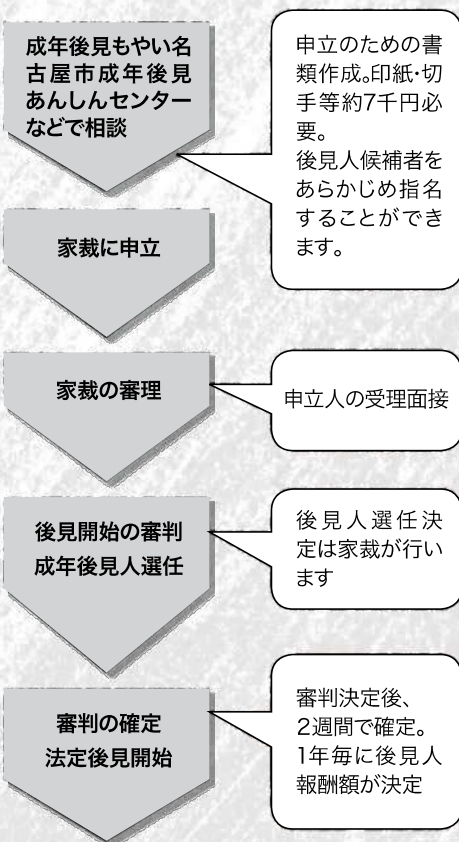
後見が開始されると、選任された後見人に報酬が支払われることとなります。報酬額は家庭裁判所が決定します。通常の後見事務を行った場合、報酬の目安となる額は月額2万円程度です。これは、収入や預金額の少ない障害者にとって重い負担になります。名古屋市では、単身で年間収入額が150万円以下かつ預貯金額が350万円以下の方等（詳しくは相談を）に対して報酬助成制度を設け、負担軽減して成年後見制度の利用を促しています。

#### ◆報酬助成制度を利用した事例

障害者支援施設に入所しているAさんは、後見開始後1年が経過しました。先日、家庭裁判所から年額20万円の報酬決定がありました。Aさんの収入は障害基礎年金しかなく、貯金も150万円ほどです。もやいは区役所福祉課に報酬助成の手続きを行い、後見人報酬助成金20万円のAさんの預金口座への振込を確認してから、Aさんから報酬額を受け取りました。Aさんの実質的な負担はありませんでした。

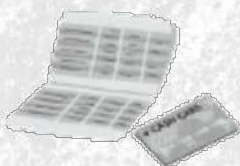
### 成年後見開始申立手続きについて

おおむね2、3か月の期間が必要です。



#### 《申立書に添付する資料》

- ①本人と申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ②本人の住民票又は戸籍附票
- ③後見人等候補者の住民票又は附票（もやいの場合は履歴事項全部証明書）
- ④後見等の登記がされていないことの証明書
- ⑤本人の診断書（愛護手帳1・2度の場合は省略できる場合があります）
- ⑥本人の情報シート（事業所の担当職員や利用計画担当相談員に依頼します）
- ⑦その他必要な書類





1月

日誌

- 11日(月) 事業運営推進会議
- 20日(水) 副所長会議
- 23日(土) 理事会
- 25日(月) 研修部会議
- 26日(火) 広報・ホームページ編集委員会
- 27日(水) 所長会議
- 30日(土) きょうされん経営管理者  
総合研修会(Web)



一般寄附(12~2月)

学校法人明星学園 明星幼稚園

宗教法人明拝教会

名古屋国際婦人クラブ

篠山 治人 白井 公子 川上 啓子

伊藤 澄子 加藤 鎮男

賛助会員新規加入者・更新者(芳名一覽)

(1月6日~2月5日手続き分) 順不同敬称略

夢喰人 渡辺 勉 ブロン電機株

渡辺 善之 野田 茂明

渡辺 善之 池田 昭子

小田 康子 中村美代子

岩山 芳美

ありがとうございました

※利用者・保護者・職員の皆さんからも多くのご寄附をいただきました。

表紙の作者紹介

「夢見るお雛様」

ゆたか希望の家 住田 恵利さん



恵利さんは、現在63歳。昭和55年から希望の家に入所されました。聴覚障害がありますが、チャレンジ精神が旺盛！作業班でマット編みの仕事を頑張り、いつも笑顔が素敵な社交的な性格です。

「アートのかい」には20年近く参加され、沢山の作品を描いています。これまでも何回か広報誌の表紙を飾り、法人本部にも飾られています。写真や絵本、実物などを見ながら模写をするのですが、他の人よりは多くの情報があるので、とてもアートな作品が出来上がります。

可愛らしいタッチの作品もあります。絵を描きあげる時には、しばらく被写体を眺めて、さっと下書きもなく筆を進め、色も大胆に塗ります。短時間に何枚もの作品を描き上げることが出来る恵利さんです。

広報・458号

2021年3月号(2021年3月10日発行)

定価1部100円

法人協会員・賛助会員は会費の中に購読料を含みます

発行・編集 / 社会福祉法人ゆたか福祉会

印刷 / 株式会社東海共同印刷

法人協会員費・賛助会費・寄附金など福祉会への申し込み、ご送金は

法人協会員費 = 年間1口6,000円、  
賛助会員(個人1口3,000円、企業団体等1口5,000円)

●銀行口座 名義はいずれも社会福祉法人ゆたか福祉会

・三菱UFJ銀行 柴田支店 普通預金 291-884  
・中京銀行 鳴海支店 普通預金 150-425

●郵便振替口座 00820-8-54026 社会福祉法人ゆたか福祉会

# その人らしく働く 暮らす

Vol.92

## 仲間



「私は、ずっとホームで暮らしたい！」

ゆたか生活支援事業所みどり 立木光子さん

立木さんは天白中学校を卒業し、長い自宅生活を経て、40代からゆたか希望の家の厨房で補助職員の仕事に就かれました。その当時は希望の家の隣にあった寮で生活していました。

その後、鳴尾寮等を経て二村台ホームへ入居し、大清水ケアホームの開所と同時に移動しました。75歳を過ぎた頃から階段を使った生活が難しくなり、4年前エレベーターがあるみずひるホームへ移動し、現在に至ります。

10年程前には年齢の事もあり、希望の家の厨房の仕事を退職し、なるみ作業所へ通うようになりました。数年前からはデイサービスも併用しています。大清水ケアホームへ移動した当時は、まだまだお元気で、自分で買い物へ行ったり、友達と喫茶店にいったり、温泉に行ったりしていました。現在では

自分で買い物へ行くことが難しくなりました。そんな立木さんですが、料理をすること、食べることはまだまだ楽しみ。

そして何ととっても一番の喜びは、料理を振る舞うことです。休日のお昼に料理を作った皆に振る舞い、「ありがとう」と言われると嬉しそうにされます。面倒見の良さもあり、まさにホームのお母さんの存在です。今年82歳を迎えますが、いつでもお元気で楽しんで暮らしてほしいと思います。

富永珠代



日帰り旅行でおいしい食事に舌鼓

## 職員



「ともに進み、次への一步を」

ワークセンターフレンズ星崎 永田美佳

ゆたか福祉会に入職したきっかけの一つは就職前の実習体験

です。実習先では作業所やホームなど様々な場面で生活を送る障害のある人との関わりを持たせて頂きました。その際に、強いこだわりがある人や動作に困難がある人たちが諦めず、やり方を変えながら乗り越えようとする姿を目の当たりにしました。そういった状況を見て、障害だけを見るのではなく、その人らしさを大切にして、「仲間」として共に働きたいと強く思いました。

私が働いているワークセンターフレンズ星崎は、就労継続支援B型・生活介護・就労移行支援の三種の事業からなっています。その中でも私は生活介護現場の職員として、仲間と共に作業や余暇活動を行っています。最初は戸惑いも多く、仲間とのやり取りも無言になってしまう場面も多くあり

ました。今では先輩職員やパートナーたちの手助けもあり、少しずつですが仲間たちと関係をふかめていけるようになりました。共に「コロナ禍の中でも楽しく一日を終えることが出来るよう周りの職員と協力し邁進しています。今はまだ、自分が行なっている支援をふり返ったり、継続している内容を見直したり、新たなアイデアを生み出すまでに至っていないのが現状です。仲間について紙面上での内容だけでなく、実際に関わって知ることのできた事を踏まえながらより良い生活が送れる手助けを行っていきたいと思います。



いっしょに仕事をがんばりましょう！